

審議会等名称	平成 30 年度 児童福祉審議会 障害福祉部会
開催日時	平成 31 年 3 月 15 日（金） 13：30 から 15：00
開催場所	波止場会館 3 階 中会議室
出席者	◎井合部会長、高橋委員、中川委員
次回開催予定	未定
問い合わせ先	障害福祉課調整グループ 中島 電話 0 4 5（2 1 0）4 7 0 3 ファクシミリ 0 4 5（2 0 1）2 0 5 1
会議記録	発言記録：要約 要約した理由：委員会の申し合せ
会議の概要	以下のとおり
<p>障害福祉課長あいさつ</p> <p>1 議事</p> <p>（1）平成 31 年度障がい福祉関係予算（障害福祉課）の概要について</p> <p>（事務局）</p> <p>資料 1 により事務局から説明</p> <p>（井合部会長）</p> <p>資料 1 について、ご質問やご意見がございましたらお願いします。</p> <p>（井合部会長）</p> <p>細かいことになるかもしれませんが、予算のこととは関係ないのですが、5 ページの⑪の民間障害児施設入所児移行支援促進事業費補助というところですけども、加齢児と呼ばれている方が、20 名以上いらっしゃるというお話がありましたけれども、これは、どういう理由で移行ができないのでしょうか。</p> <p>（事務局：障害福祉課）</p> <p>障がい児といいますが、障がいはかなり幅がございます。特に行動障がいといって、支援が難しいお子さんなどですとなかなか成人の施設で受け入れてもらえないという実態がございます。本来、18 歳過ぎれば大人の施設に移行していただくのですが、移行支援がかなり困難だというお子さんが今、20 名程度、児童の施設に残っていらっしゃる。</p> <p>知的障がいのお子さんでそういう方が増えている状況です。</p> <p>（高橋委員）</p> <p>県内にいるお子さんたちは、施設にいるという状況自体、家庭にはなかなか戻れない。では、施設にといたった時に、県内の施設になかなか空きがない。なぜ空きがないかということですが。空き自体は、私が調べたところ、あるにはあるのですが、県内の成人施設は、利用者の方々が高齢化しています。ところが、成人施設に移りたいお子さんたちには、行動障がいと言って、自傷他害などがあり、高齢の方たちとどうしても一緒になかなか処遇ができない。首都圏では施設の増設も難しいということもあって、県外に行かざるを得ない方がずいぶんいらっしゃる。</p> <p>遠くは茨城とか、青森とか北海道とかに行かざるを得ない方がいらっしゃいます。その障がいの程度と成人施設の方の受け入れとのマッチングがなかなか難しいと</p>	

いう状況がありまして、この促進事業で、成人施設側の受け入れの状況と児童の施設からの送り出しの状況とをマッチングさせる努力を県のほうで前からやってくださっていて、それによってずいぶん促進はされたという認識はしています。

(井合部会長)

県内にはそういうような施設を作るのは難しいですね。

(事務局：障害福祉課)

もともと知的障がい児の支援、特に施設入所支援は、実は児童福祉法の考え方でも、18歳に今までこだわってきていなくて、18歳を超えてもお子さんとしての処遇を延々と継続するというので、20歳になっても30歳になっても児童福祉法の援護をしてきたという歴史的背景があります。

今は、法制度が変わる中で、18歳を超えたら、大人としての支援をしましょうということで、今、経過措置期間なのですが、18歳になったら、障害者総合支援法の支援に代わってもらう。そういう制度的背景が変わっていながら、今まで、児童福祉法で、18歳を超えて支援している人がいるので、その方たちを加齢児としていると、そういった背景があります。

もともと、児童福祉法の受け入れの制度ということは、ある程度、大人になっても継続することを前提に、それぞれ役割分担をしてきた。制度が変わったので、今できるだけ18歳を超えたら移ってもらいましょうということになってきていて、制度的な過渡期になっている。もう一方で、施設整備の話になると大人の施設についても今回津久井やまゆり園事件を受けた、その後の再生基本構想の策定の中でも、もともと当然施設の一定のニーズはあるし、24時間365日でしっかり受け入れられるセーフティネットとしての機能を果たすということは肯定しつつも、でもそこに頼るのではなくて、できるだけ、地域に戻れる人は地域に戻って、例えばグループホーム、という新しい制度もできているので、そちらに移行してもらおう、要は、循環の絵を作ろうというのが、施策的な方針であります。

確かに今、加齢児という方々がいて、次のところに移ってもらわなければいけないのだけれど、ただ受け皿として新しい施設を作るのではなく、循環の絵柄を作って、加齢児をちゃんと吸収していこうという取り組みをしているところです。

高橋委員がおっしゃっていただきましたが、この循環がまわらない一つの原因に高齢化の問題があって、お年寄りになっても知的障がいの施設で暮らされる方々がたくさんいて、今度は、実は我々の課題は、高齢の知的障がいの方をどうやって高齢者の処遇のほうへ移行していくかという新しい循環の図というのを作らなければいけないという課題に直面しているところです。

(井合部会長)

入所された時の状況と、施設の中でずっと暮らしていらして、その後変わってきた状況で、私は児童がメインですので、成人がここで暮らしているののだろうかというような状況をまずは考えていくという方向と理解してよいのでしょうか。

(事務局：障害福祉課)

そうです。

(井合部会長)

他にはご意見ございますか。

(中川委員)

やはり気になるのは、放課後等デイサービスのことです。

私たちの神奈川県手をつなぐ育成会の中でもデイサービスが増えてきているところが、以前は親のレスパイトというか、預けるところがなくて困っていてというところの要望からきたものですが、これほど増えてきているところが、そして預かり型の事業所もとても多くて、それはいけないということではなく、そういうところも必要で、それによって働けるお母さんも増えて、生活の自分自身の時間も増えて、生き生きとできるというとてもよい長所でもあるのですが、半面危惧されるのは、預けてばかりの子どもと向かい合う時間が持てなくて、親としての役割というか、本来あるべき姿というのが、なかなか昔のお母さんは、そのへんをよく考えていたと思うのです。

今は、皆さんがそうだとは思いませんが、他人任せ、人任せ、そういうサービスが充実しているから、いろんな人の眼があって、いろんな人に育ててもらっている事も必要ですが、私たちは親の会ですので、これほどの過剰なサービスが必要だったのかという、そのへんの視点をもう少し親の立場からも考えなければいけないのではないかといつも話題になります。

先ほど、5年間で5倍くらい増えているという話がありましたけれども、そのあたりは県として精査するという方法があるのでしょうか。

最近は新規に立ち上げる時に、けっこうしぼりができていますよね。そのあたりの対策などは。

(事務局：障害福祉課)

放課後等デイサービスの事業所の急増については、マスコミなどでも取り上げられたりして、支援の質が追いついていないのではないかといった声が聞かれます。そういったことを受けて、国も支援の質が課題であるという認識のもとでガイドラインを策定していますし、また、事業所の従業者に係る基準、資格要件なども見直しを図られてきています。

県としても同じように質の向上が課題になっていることから、昨年度からになりますが、放課後等デイサービス、児童発達支援、要は障害児通所支援事業所を開設する事業者に対しては、開設する3か月以上前には、開設前の事業者説明会というのを開催し、事業の趣旨をしっかりと理解いただくよう、単なる営利目的で参入していただいても事故なども起こる可能性もあるし、制度をしっかりと理解していないと、例えば不正請求や虐待につながったりということがあるということを説明し、趣旨を理解していただくように努めています。

また、個別に事業所を指定する際には、事業者と何度か面接をさせていただいて、そうした中においても事業者がしっかり事業計画を持っているのかというところも確認をしながら、指定をしていること。また、通常、障害福祉サービスの事業所の指定書については、指定書を郵送する形で、交付していますが、障がい児の通所支援の事業者に対しては、直接いらしていただいて、最終的に、改めて注意喚起を図った上で、指定書を手渡しで、お渡しさせていただいています。そういった中であっても、まだまだ様々、事業所内や親御さんからの情報提供がございまして、実際に虐待につながってしまっているようなケースもありまして、そういったところについては、県としても直接監査などを実施して指導をしていますし、できるだけ、各事業所を見て回れるような体制を図っていく必要があ

ると考えているところです。

（中川委員）

昨年度からですよ。3か月前から事業説明会があつて、割と基準を高くしたというか、簡単には、開設できないようにということにされて、少し効果というか、大分新規の事業所は減っているのでしょうか。

（事務局：障害福祉課）

県の所管域においては、新規の事業者指定は、以前と比較するとかなり伸びがゆるやかになってきているところはございます。

（事務局：障害福祉課）

実際、特別支援学校では、夕方になると放課後デイの車が迎えに来るというくらいかなり浸透してきていますが、ある程度飽和状態といいますか、ピークに至ってはきていて、事業所の数なども新規は鈍化傾向にあります。

おっしゃっていただいたように、かつて児童デイサービスの時代は、委託事業で、各市町村に1か所あるかないかという時代がずっと長くあつて、支援費制度になつたり、障害者自立支援法になつたりした時代も学齢時の放課後というのは児童デイサービスの対象ではなくて、夕方の親御さんたちのニーズは非常に高く、なんとか制度化してほしいというところからできてきた制度なので、まさに親の会の活動が基盤となって作り上げてきた制度だというふうに思っています。それが、親御さんたちの望む支援の在り方とか支援の方向と実際に提供されている支援というのが、少し乖離があるのではないかと考えています。

例えば、よく新聞などで言われるのは、DVDを見せているだけとか、ただただ見守っているだけとかというところもあると聞いていますし、実際、我々はそういうのを見ているので、放課後デイサービスについては、入口と運営時の指導をしっかり特に力をいれてやらなければならないサービスで、そうしないとやはりみなさんのように期待をしてこのサービスを作り上げてきた皆様に大変申し訳ないという思いはおそらく同じだと思いますので、そういった視点で取り組んでいます。

（高橋委員）

なかなか数字では表れにくいお子さんの流れがありますので少しご説明いたします。

学童期で、放課後等デイサービスや特別支援学校につながるお子さんたちの中には、かなり障がいの重いお子さんがいらっしゃいます。

学校で過ごす間は人が手厚く配置されるので、行動障がい激しくて授業にならない、クラスに入れないお子さんの場合でも、1日中、教師と1対1で過ごすことができます。そして放課後は、放課後等デイサービスに直行します。ところが、放課後等デイサービスの利用の仕方には、1週間5日のうち、日替わりで別の事業所に預けたり、同じ事業所に預けてもその都度担当者が変わっていたりで、子どもにとって非常に目まぐるしい実態もあるようです。この利用実態がお子さんたちにどのような影響を与えるかということ懸念します。多くは、行動障がいや情緒不安定が解決されないまま、あるいは、リハビリされないまま、年を経て温存されていってしまうのです。やがて思春期を迎える頃になると体も大きくなり、うちの中で暴れたり、学校にも行かなくなったりなどの理由で、中学部を卒

業した年代や高等部になってようやく施設入所の相談が始まります。この状況から考えてみますと、放課後等デイサービスにおいては、事業所の運営面だけでなく、支援の質も監査していただけないか、指導できるような機会や仕組みを考えていただけないか、と思います。児童発達支援管理責任者の研修のような資格取得研修だけではなく、事業所スタッフの支援力そのものを向上させる研修を県の主導でやっていただければと思います。18歳を迎えて児童施設から巣立っていく時、行動障がいもそこそこに収まり、集団生活も送れるようになっていけば、「うちに来てください」という成人施設も増えてくるのではないのかと思うのです。

（事務局：障害福祉課）

課題だと思しますので、共有させていただいて、工夫をこれから取り組んでいきたいと思えます。

（２）かながわ障がい者計画の改定について

（事務局）

資料２、３により事務局から説明

（井合部会長）

資料２、資料３について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

（高橋委員）

厚労省が開催している、障害児入所施設の在り方検討会の第１回が終わりまして、今月末に第２回目があります。１回目に傍聴させていただきまして、そこで気づいたこと、本当に細かいことで恐縮なのですが、加齢児の加の字が過ぎるという字に変わっております。加齢というのは年をとって行って、老化のことを言いますよね。でも私たちが考えている加齢というのは、齢を過ぎた、いわゆる18歳年齢を過ぎた人たちのことを指しているのです、やはり正しくは過ぎる齢の字だろうとずっと思っていたのです。都道府県でいろいろ調べますと県によっては、過ぎる齢という字の都道府県も何か所もあります。国の用語に合わせて加えるという字を使っている方が多いのですが、今後はおそらく厚労省も、過ぎる齢の字というふうに統一されていくのではないかと感じておりますので、ぜひ県のほうでもご調査いただきますようお願いいたします。過ぎるとしたほうが、実態に沿うのではないかなと思います。

（事務局：障害福祉課）

政省令などは今も加えるという字なのですが、高橋委員おっしゃるように、最近国から出てくる、その他の会議の資料などでは、過ぎるという字が使われています。以前は確かに過ぎるという字を使っていたのですが、一時期ある時から、加齢の加という字に変わっていて、それでまた戻ってきているのです。そのへんの経緯を国にはまだ確認はしていませんが、確かに委員おっしゃるとおり、趣旨からすると、年齢を過ぎてしまったお子さんということだと、過ぎるという字のほうが、文字的にはふさわしいのかもしれませんが、正式に国からこうしますよというご連絡がないものですから、基本的には、国の今政省令で使われている文字のほうで加えるという字で、まだ県のほうは統一はさせていただいているのですが、その辺は動向を見守りながら、また検討させていただければと思っています。

(高橋委員)

障がいの「がい」のほうもひらがなに変えていただいているご努力を感じるものですから、ぜひ、そのあたり、検討していただければと思います。

(井合部会長)

目標値を設定するというところで、83 ページの児童発達支援等の提供のところ、先ほど話題になった放課後デイサービスは、2023 年度には、1,228 事業所ということで、今よりも 1.5 倍くらい増えるような目標値になっていますが、これは根拠というものがあるのでしょうか。

(事務局：障害福祉課)

放課後等デイサービスの目標値につきましては、これまでの増加率を、みておきまして、そこに今後各事業所における利用率の向上も見込んだ上で算出した値となっております。

(事務局：障害福祉課)

実際ここでは、722、これは平成 29 年度の数値なのですが、今現在、平成 30 年度が終わろうとしています、もう実は 800 近い数値なのです。今の発射台としては、800 近い数値で、このあと、2023 年度までに 400 増えることを見込んでいるのですが、ただ、今もお話ありましたとおり、今までの伸び率でいくと、爆発的に増えてしまうので、そこはどこかで少し抑制する、要は適正化を図っていくことが必要だろうと、その適正化というのは、ひとつは、しっかり稼働率を確保する、数をあちこち増やすということではなく、中でしっかりと稼働率を増やすということも加味した上で、目標値としては、少し抑制をかけていくという形になっています。

(井合部会長)

質を良くしないといけないということは当然のことだと思うのですが、必要性がどれくらいあるのかということについても調査をされているのでしょうか。

(事務局：障害福祉課)

それは、障がい者計画とは別に障がい福祉計画という数量の整備計画というものを持っていて、昨年市町村のニーズ調査を元に、様々な障がい福祉サービスの整備目標量というものをセットしています。

放課後デイサービスもそこに 3 年間の整備計画を持っておりまして、伸びてそのまま障がい福祉計画も終わったあとの年度の分までみていってしまうと伸びていってしまうので、そこは、一定、質の向上であるとか、数だけでなく、質の面を、事業者さんには取組んでもらおうということで、一定程度の抑制はかけているということです。

(井合部会長)

人口の変化というのも、今いろいろ言われていると思うのですが、子どもの人口も減っていくことになっていくので、そういうことを考えても 2023 年にこんなに必要だというふうには普通は思えないなと思ったものですから、先を見た計画ということで、目標値を出すのであれば、その内容も伴った目標値のほうがよろし

いのではないかと思います。

(事務局：障害福祉課)

補足させていただきますと、先ほど説明申し上げた障がい福祉計画では、平成 30 年度から平成 32 年度までの放課後デイサービスの供給量を県内の全市町村から聞き取って、延べ何人日分という数値を出しています。

各市町村別のそれぞれ人口の伸びなども確認した上での数値にはなっていると思いますが、それに加えて先ほど申し上げたようなことも加味した上で目標値はたててございます。

これも、目標値としては、2023 年度の数値だけを書いていますけれども、毎年、毎年の進捗はきちんと管理していかなければいけないというふうに我々も考えておりまして、計画を作ったあとには、各年度ごとの目標値みたいなものなどもたてて、年度ごとの進捗も管理しながら、状況によっては、目標値のことも考えていこうと思っております。

2 報告事項

(1) 障がい児サービスの状況

(事務局)

資料 4 により事務局から説明

(井合部会長)

資料 4 についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

(中川委員)

先ほどの説明で、1 か月あたりだいたい平均何日利用しているという数字はどこでみるのでしょうか。

(事務局：障害福祉課)

放課後等デイサービスについては、一人当たり、人と人日という書き方がありません。

(中川委員)

上割る下ということですね。ここを利用する人が、月に 10 日。例えば、児童発達支援だったら、50,225 割る 7,780 ということですね。

(事務局：障害福祉課)

そうです。だいたい 6.5 日です。

(中川委員)

ということは、児童発達支援は 6 日間しか使っていないのに、放課後等デイサービスになると 10 日も使っているということですね。

むしろ逆のような気がします。療育というのは早期の療育が必要なので。

やはり、幼児の時こそ、関わりを手厚くしていくのが筋のような気がします。

18 歳以上になると放課後等デイサービスがなくなって、お母さんがお預けするようなどころがなくなってしまいうので、18 歳からの行き先がとても困っているとみなさんおっしゃってしまして、高校卒業するまでにだんだん支援を少なくしてい

かなければならないという、だいたい普通はそうだと思うのですが、中高になるにつれてますます増えていくというのはいかがなものかと思えます。そのあたりが、親の姿勢が入ってくるのかなとも思うのですが、数字で見るとそんなふうな感じですね。

（事務局：障害福祉課）

まさに質の問題だと思うのです。

中高の受け皿がかつてはなくて、今は受け皿がしっかりできて使えるようになったけれども高橋委員がおっしゃったように、逆にその中高の時の支援の体制によって、障がいの軽減のための支援に支障があるのではないかと先ほどご指摘もされました。受け皿として整備されてきたということは一つ評価ができるのかなと思うのですが、その中で、ご心配されているのは、おそらく幼児期の療育についての関わり方とか濃淡、濃く関わるべきところが薄まっているのではないとか、逆に中高移行の関わり方というのに課題があるのではないかとところもご心配なところかと思えます。

もともとは地域の療育体制もかつては、県で児童相談所が中心となって、もしくは総合療育相談センターなどが、地域に出て行って療育体制を作ってきた経過があるのですが、今は、地域の療育体制というのは市町村と役割分担していたり、また、こういった児童発達支援は、民間事業者に担っていただいたりしています。こうした役割分担の姿というところが見えにくくなってきていて、皆さんにご不安を抱かせているのかなと聞いてて思いました。

（中川委員）

私も今そんなことを言ってしまうかもしれませんが、確かに小学校や中学校に入ってから障がいがわかったというか、あとから、学校での不適合、不登校とか引きこもりだとか、実は障がいがかったというようなケースも少なくないので、その放課後等デイサービスのご利用の人が月に10日以上というのもわかるような気がします。

（2）医療的ケア児への支援

（事務局）

資料5から資料8により、事務局から説明。

（井合部会長）

資料5から資料8について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

（中川委員）

資料5の2(2)アの対象者・人数のところ、推定700～800名とありますが、1,700ではないのですか。

（事務局：障害福祉課）

政令市は別になるので、今回県の調査ですと、県域の市町村となりますと700～800人程度になるかなというところですよ。

（井合部会長）

政令市を除くという対象をピックアップするのが難しいかもしれないと思うの

ですが、そのへんは、回答いただく方の住所を確認して配っていただくということになるのでしょうか。

（事務局：障害福祉課）

基本的に学校であれば、県所管域の市町村の学校にお願いすることになるのですが、病院ですと、いろいろな地域から受診されていらっしゃると思いますので、病院で、あなたはどこにお住まいですかとやりとりするのは厳しいかなと思っています。

病院へのご協力の具体的な方法としましては、まだ検討中ではありますが、例えば、わかりやすいところに置いていただくような形で、取っていただけるような、そんな中で、今回対象の地域はここですよというところを明示させていただくなどのゆるやかな形でのご協力が一番お手間がかからないのではないかなと、いろんなところから配布をかけようとしていますので、例えばそこでもれてしまったとしても、違うチャンネルでお届けができればなというところがございます。

（井合部会長）

どういう実態なのかということが本当におかるとありがたいなと思う次第です。

（高橋委員）

調査については、18歳までの方が対象ですか。

（事務局：障害福祉課）

調査は18歳未満の方を対象としています。

（高橋委員）

者の方の実態というのは、もう既に調査されたのでしょうか。

（事務局：障害福祉課）

一番厳しい状況にあるというお声大きいのは、やはり小さいときに、お母さんがたが、例えば学校に医療的ケアがあるからと言って、スクールバスに乗れなくて、もう24時間365日付きっぱなし、デイになると行けなくて、と言って仕事を変わってくれるようなサービスがあるわけではなくて、なかなか厳しい状況にあるというお声を多く聞いているところです。そういったところから、まずはお子さんのところがスタートさせていただくこととしています。

者について課題がないということではないのですが、流れとしては、まずはお子さんのほうから取り掛かせていただいて、またその様子を見て、実効性を実施後に検証しないといけないと考えています。

本人さんを書いていただくものですので、参加していただけないと、我々も回収ができないわけなので、そのあたり、実施をさせていただきながら、有効性も含めて検証を行った上で、者に広げていけるかというところで検討していきたいと考えています。

（井合部会長）

医療的ケア児に関しては、私も小児科ですが、医療の進歩に伴って、新生児医療で救えなかったお子さんが、かなり救えてきているけれども人工呼吸器をつけたりと、かなり医療的に重い状況で在宅に帰らなければいけないという方が増え

ているという実情があります。そういうことがひとつと、あとは、重症心身障害児というものに関しては、法整備がかなり古くからされてきましたけれども、歩ける方で、気管切開しているとか、今までの障がいの区分けにもれてしまうような、知的には問題ないのだけれども医療的ケアが必要だという方たちの親御さんがどこに相談しても枠にはいらなくて、サービスがないという状況があって、非常に困っていらっしゃるということがあるということで、そういうことも含めて医療的ケア児という概念がここ数年クローズアップされて動いているという状況の中で、県がこういうことをやってくださるということになったということです。

(中川委員)

障がい児もこの中で、本当に医療的ケア児でこちらからがんばらないと会えないので、私どもも広く、薄くの研修もあるということです。まずはその辺から、それぞれの障がい特性だけにとどまらず、もっと我々も幅広く知る必要があるなと今日は感じました。

(井合部会長)

資料7の保育園については、実際どういう方が保育園を利用されるのでしょうか。

(事務局：次世代育成課)

知りうる限りでは、経管栄養の方が1人、酸素吸入の方が2人、あと導尿で4人です。

年齢は、0歳から4歳という方もいたでしょうか。けっこうばらばらな状況ではあります。保育園に行って、その子を見ながらお話を伺ったのですが、どうして保育園に預けたいかという理由は人それぞれでございまして、お父さん、お母さん両方とも働かないと生活が成り立っていかないという方もいらっしゃるれば、仕事をやめたくないという方もいる。

正社員としてバリバリ働いていて、この子のお世話で仕事を辞めるなんて納得いかない、保育園というサービスがあるなら入れてくれというご家庭もございましたし、上のご兄弟の通園に付き添わなければならないというご家庭もありました。横浜とか川崎になると気管切開で喀痰吸引が必要な子とか胃ろうの子とかいるのですが、今のところ、入っている子にはそういう子はいませんでした。

(井合部会長)

学齢では、かなりそういうことをされ始められていますけれども、保育園でもそういう動きがあるのですね。

(井合部会長)

医療型短期入所事業所開設促進事業について少し教えていただきたいのですが、重心の領域は、日々の生活をどのようにサポートできるかということ短期入所の中でも生活の質を高めながら対応するという心してお預かりしているということがあるのですが、こういう新しく開設して下さった事業所に対しては、過ごし方の面とかは、何か注文なり、どのように受け止めていらっしゃるのかなというところを教えていただければと思います。

(事務局：障害福祉課)

まだ、始まったばかりで、この2事業所も今年の1月2月に指定を受けていただ

いたところでは。

今、(5)の施設派遣という調整中と書いてありますが、既存のいわゆる重心の施設をやっているところの職員さんに、実際にその新規の事業者さんに行っていて、そういったところのアドバイスをさせていただく事業というのをこれからやるということです。

1か所どちらかの病院さんは、日程調整がついて、年度内には実施できると聞いていますので、そういったフォローアップをする中で、多分新規参入のところには、部会長がおっしゃったようなところも含めてアドバイスというか、フォローアップをしていければと思っています。

(井合部会長)

居場所というところの質の担保というのが、どの年齢のどういう障がいの方にとっても、やはり大事にされなければいけないなというところをどのように対応していただけるのかということが一番大事だと思いますので、そういう点についてよろしく願いできればと思います。

お時間も迫ってまいりましたので、進行を事務局のほうへお返しいたします。

以上